

資格の大原

第74回税理士試験

解答速報

国税徴収法

本解答は令和6年8月9日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2024年8/8(木)～8/21(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕－60点－

問1 (15点)

問1(1) (7点)

現に国税を滞納し、又は近い将来に国税を滞納して滞納処分が執行されることが予想される場合に、滞納者（納税者）がその所有する財産を処分し、滞納処分の執行を意図的に回避することが考えられる。

そこで、国税徴収法において、滞納者が国税の法定納期限の1年前の日以後に、その財産を無償又は著しい低額で譲渡している場合等には、その財産の譲受人に対して第二次納税義務を負わせることができるものとしている。

問1(2) (8点)

(1) 滞納者の死亡前に行われた滞納処分

滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

(2) 滞納者の死亡後に行われた滞納処分

滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押えは、その国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徴収職員がその死亡を知っていたときは、この限りでない。

問2 (25点)

問2(1)

(1項猶予の概要) (5点)

次のすべてに該当するときは、税務署長等は、その災害のやんだ日から2月以内にされた納税者の申請に基づき、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

(1) 災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けたこと

(2) その損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税で、その災害のやんだ日以前に納税義務の成立した国税でその納期限が、その損失を受けた日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付すべき税額が確定したものなど

(2項猶予の概要) (5点)

納税者がその財産につき、災害を受けた事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、税務署長等は、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、その納税を猶予することができる。

なお、税務署長等は、納税の猶予をする場合には、原則として担保を徴さなければならない。

また、1項猶予を受けた場合において、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認められるときにも、また同様とする。

(各猶予の相違点) (5点)

(1) 対象国税

1項猶予は災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以後1年以内に納期限が到来する国税などであり、2項猶予は対象国税に制限はない。

(2) 要件

1項猶予は災害により財産に相当な損失を受け、災害のやんだ日から2月以内に申請があることであり、2項猶予は災害に基づき、国税を一時に納付することが困難であり、申請があること(申請期限はない)。

(3) 猶予期間

1項猶予はその納期限から1年以内であり、2項猶予は1年以内であるが、やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき、延長することができる。

(4) 猶予金額

1項猶予は対象国税の全部又は一部であり、2項猶予は災害により被害を受けたことに基づき一時に納付することが困難と認められる金額である。

(5) 担保

1項猶予は不要であり、2項猶予は原則として必要である。

問2(2) (10点)

[1] 採るべき措置 (7点)

絵画等の差押えのために採るべき措置は、引渡命令である。

(1) 引渡命令

滞納者Xの動産(絵画等)を占有している第三者Aが、その引渡しを拒む場合において、滞納者Xが次のすべてを満たす財産を有しないと認められるときは、Y税務署長は、その第三者Aに対し、期限を指定して、その動産(絵画等)をY税務署徴収職員に引き渡すべきことを書面にて命ずることができる。

- ① 換価が容易なものであること
- ② 滞納国税の全額を徴収できるものであること

(2) 通知

引渡命令をしたY税務署長は、その旨を滞納者Xに通知しなければならない。

(3) 期限

引渡命令の期限は、その書面を発する日から起算して7日を経過した日以後の日としなければならない。

ただし、その第三者Aにつき繰上請求の事実が生じたとき、その他特にやむを得ない必要があると認められるときは、その期限を繰り上げることができる。

(4) 引渡命令後の差押え

次のいずれかの場合には、Y税務署徴収職員は、第三者が占有する動産等への差押えの制限にかかわらず、その動産(絵画等)を差し押さえることができる。

- ① 引渡命令に係る動産(絵画等)がY税務署徴収職員に引き渡されたとき
- ② その第三者Aが指定された期限までにその引渡しをしないとき

[2] 差押えの効力発生時期 (3点)

- (1) 動産(絵画等)の差押えの効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

- (2) 差し押さえた動産（絵画等）を滞納者X又はその財産を占有する第三者Aに保管させたときは、(1)にかかわらず、封印、公示書その他差押えを明白にする方法により差し押さえた旨を表示した時に、差押えの効力が生ずる。

問3 (20点)

問3(1) (10点)

〔1〕概要

本問の場合には、F地方税、A抵当権、B国税の三者間においてぐるぐる廻りの状態にある。

〔2〕優先順位の確定している債権の先取り

まず次の順序で、それぞれの額に充てられる。

第1順位 直接の滞納処分費 10万円

第2順位 不動産保存の先取特権の被担保債権 100万円

残額1,890万円（2,000万円－10万円－100万円）については、以下のとおり配当する。

〔3〕租税公課と私債権グループへ充てるべき金額の算定

令和元年12月20日	法定納期限等	F地方税	300万円
令和2年6月3日	設定登記	A抵当権	700万円
令和3年3月15日	法定納期限等	B国税	400万円
令和4年3月31日	法定納期限等	E地方税	500万円

C抵当権はB国税の差押（令和4年1月15日）後にされた登記（令和4年8月30日）のため、配当しないものとする。

租税公課グループ		私債権グループ	
(1) F地方税	300万円	(2) A抵当権	700万円
(3) B国税	400万円		
(4) E地方税	490万円		
総額	<u>1,190万円</u>	総額	<u>700万円</u>

〔4〕個々の租税公課への配当

第1順位	令和4年1月15日	差押え	B国税	400万円
第2順位	令和5年5月25日	参加差押え	E地方税	500万円
第3順位	令和5年10月10日	参加差押え	F地方税	290万円
			合計	<u>1,190万円</u>

〔5〕個々の担保権付私債権への配当

第1順位	令和2年6月3日	設定登記	A抵当権の被担保債権	700万円
------	----------	------	------------	-------

問3(2) (10点)

[1] 第一次配当金額

抵当権間の順位は民法の規定により設定登記の順序による。

第1順位	A 抵当権の被担保債権	500万円
第2順位	B 抵当権の被担保債権	400万円
第3順位	C 抵当権の被担保債権	600万円
第4順位	D 抵当権の被担保債権	300万円
第5順位	Y	200万円
	合計	<u>2,000万円</u>

なお、本問のB 抵当権、C 抵当権、D 抵当権については、国税徴収法第22条の適用を考慮する。

[2] 第二次配当金額

(1) 要件

本問の場合には、XのE 国税の法定納期限等（令和5年5月31日）後に、B 抵当権（設定登記 令和5年6月15日）、C 抵当権（設定登記 令和5年9月15日）、D 抵当権（設定登記 令和5年9月30日）を設定登記した唯一の財産を譲渡（令和5年10月25日）していることから国税徴収法第22条の要件を満たしている。

(2) 徴収できる金額

① 配当金額

本問の場合には、次のようになる。

- (イ) B 抵当権 400万円
- (ロ) C 抵当権 600万円
- (ハ) D 抵当権 300万円

② 仮定配当金額

本問の場合には、次のようになる。

- (イ) B 抵当権 400万円
- (ロ) C 抵当権 400万円 (2,000万円—500万円—700万円—400万円)
- (ハ) D 抵当権 0 (2,000万円—500万円—700万円—400万円—400万円)

③ 徴収できる金額

B 抵当権 ①(イ)—②(イ) = 0

C 抵当権 ①(ロ)—②(ロ) = 200万円

D 抵当権 ①(ハ)—②(ハ) = 300万円

200万円 + 300万円 = 500万円 ≤ 700万円 ∴ 500万円

[3] 最終配当金額

A 抵当権の被担保債権	500万円
B 抵当権の被担保債権	400万円
C 抵当権の被担保債権	400万円
XのE 国税	500万円
Y	200万円
合計	<u>2,000万円</u>

〔第二問〕－40点－

〔1〕徴収方途 （2点）

A社が行ったB社株式のR及びSへの譲渡について無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を追及することができる。

なお、事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務については事業に係る国税（飲食業400万円）が対象となることから食料品製造業に係る国税600万円を優先的に徴収することとなる。

A社が令和4年10月1日に行ったB社への新設分割について事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務を追及することができるが、B社は令和6年7月1日に解散による残余財産の分配を行っているため第二次納税義務者であるB社からの徴収可能額は無い。

ただし、第二次納税義務者B社がその第二次納税義務を履行しない場合において、その第二次納税義務について更に第二次納税義務の成立要件を満たす第三者がいるときは、その第二次納税義務者B社を主たる納税者として、その第三者に対し、更に第二次納税義務を負わせることができるため、Q、R及びSに対して清算人等の第二次納税義務を追及することができる。

〔2〕無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 （12点）

(1) 成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- ① 滞納者A社がB社の株式（時価相当額各400万円）につき著しく低い額の対価（各200万円）による譲渡をしたこと

ただし、消費税修正申告分の法定納期限（令和4年2月28日）の1年前の日以後にされた（令和5年3月1日）ものに限る。

- ② 滞納者A社に、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること
③ ②の国税に不足すると認められることが、①の処分に基因すると認められること

(2) 第二次納税義務者

(1)の処分により権利を取得した者であるR及びS

(3) 徴収可能額

(2)の者がその処分の時に滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の額（※400万円）を限度とする。

※（400万円－200万円）×2＝400万円

なお、消費税修正申告分食料品製造業に係る金額600万円について、400万円が徴収可能額となる。

〔3〕事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務 （13点）

(1) 成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- ① 滞納者A社が被支配会社で一定のものであるB社に事業を譲渡したこと

ただし、消費税修正申告分の法定納期限（令和4年2月28日）の1年以上前にされたものを除く。

本問の場合には、新設分割が令和4年10月1日に行われているため要件を満たす。

- ② 事業の譲受人B社が同一の事業（飲食業）を営んでいること
③ 滞納者A社が譲渡した事業（飲食業）に係る消費税修正申告分400万円を滞納していること
④ 滞納者A社に、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること

- (2) 第二次納税義務者
事業の譲受人B社

- (3) 徴収可能額

譲受財産の価額（※3,700万円）を限度とする。

※2,000万円+1,000万円+500万円+200万円=3,700万円

なお、事業に係る国税が対象となることから、飲食業に係る400万円を徴収することとなるが、B社は解散による残余財産の分配を行っているため徴収可能額は無い。

〔4〕 清算人等の第二次納税義務 （13点）

- (1) 成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- ① B社が解散した場合において、そのB社が納付すべき第二次納税義務に係る消費税修正申告分400万円を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたこと
- ② 滞納者B社に、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること

- (2) 第二次納税義務者

清算人Q及び残余財産の分配を受けた者であるR及びS

- (3) 徴収可能額

次のそれぞれの価額を限度とする。

- ① 清算人Qについては、分配をした財産の価額600万円
- ② 残余財産の分配を受けた者R及びSについては、その受けた財産の価額それぞれ300万円

なお、B社を主たる納税者として、Q、R及びSに対し更に第二次納税義務を追及することとなるため、飲食業に係る400万円が徴収可能額となる。

□合格ラインの読み口

本年度の試験は、〔第一問〕60点、〔第二問〕40点の配点でした。

第一問は解答しやすい出題もありましたが、第二問は難易度が高く、しっかり解答できた方は少ないものと予想されます。

〔第一問〕

- 問1 (1) 第二次納税義務の趣旨は、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、5点(7点満点)は得点してほしい問題でした。
- 問1 (2) 相続があった場合の滞納処分の効力は、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、7点(8点満点)は得点してほしい問題でした。
- 問2 (1) 猶予の概要、相違点共に端的にまとめた解答は難しかったと思われます。
よって、11点(15点満点)は得点してほしい問題でした。
- 問2 (2) 引渡命令と差押えの効力発生時期は、しっかりと解答できていた方が多いと思われますが、時間調整のため一部省略された方もいらっしゃると思われます。
よって、7点(10点満点)は得点してほしい問題でした。
- 問3 (1) 及び(2) 共に難解な論点は含まれておらずしっかりと解答できた方が多かったと思われます。
よって、18点(20点満点)は得点してほしい問題でした。

〔第二問〕

- (1) 徴収方途のうち、第二次納税義務について、更に第二次納税義務が追及できる旨は解答できていない方がほとんどと思われます。
よって、徴収方途については得点できなくても構わない(2点満点)問題でした。
- (2) 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務は、解答できた方が多かったと思われます。
徴収可能額の解答は非常に難解な論点であり、得点できていなくても構いません。
よって、9点(12点満点)は得点してほしい問題でした。
- (3) 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務については解答できていない方がほとんどと思われます。
よって、得点できなくても構わない(13点満点)問題でした。
- (4) 清算人等の第二次納税義務は、解答できた方が多かったと思われます。
徴収可能額の解答は非常に難解な論点であり、得点できていなくても構いません。
よって、9点(13点満点)は得点してほしい問題でした。

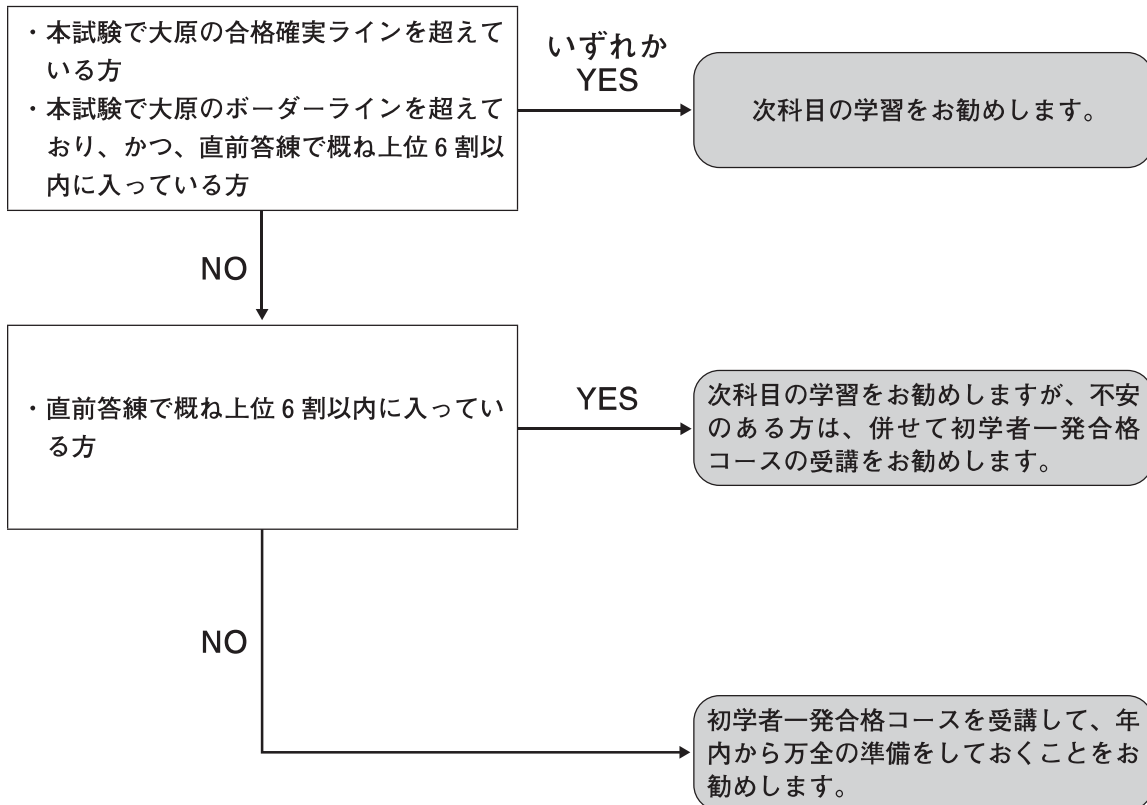
総合して、ボーダーラインは66点、合格確実ラインは79点前後になると予想されます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コ ー ス 紹 介

9月開講【初学者一発合格コース】

講義回数：41回（週1回）

講義時間：2時間30分、第33講より3時間

国税徴収法を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1月から2回転目の学習をすることにより理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦労された方で確実に学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。